

維新史回廊だより

第13号
平成22年
(2010年)
3月発行
(年2回発行)

編集 維新史回廊構想推進協議会
発行 山口県環境生活部文化振興課(山口市滝町一一〇八三一九三三一六二七)

◇はじめに◇

「維新史回廊だより」をご愛読いただきありがとうございます。

幕末期の藩政改革、特に萩藩(長州藩)も含めた西南雄藩と呼ばれる諸藩の事例は、幕府権力からの自立というストーリーが強調されて、幕政改革との関連性が重視されない傾向にあります。

また、萩藩においては、村田・周布派、あるいは坪井・椋梨派といった党派的政治勢力の対立・抗争として捉える見解が主流となつております。それは「正義」と「俗論」という対立項で説明されました。

今回は、これらの通説的な理解を越えて、文久職制改革が実現するその背景と直接の契機を明らかにし、この改革が持つ意義について考えてみたいと思います。

解説は、山口県史編さん委員会明治維新部会の上田専門委員です。

◇文久職制改革とその意義◇

○幕末期の萩藩は、どのような課題を抱えていたのでしょうか。

嘉永六年(一八五三)六月ペリー来航に際し、萩藩(幕府から江戸湾の警衛を命じられました。その後も同年十一月から相模國御備場への警衛地替えが命じられることとなります。この一連の軍役負担は、萩藩の支出を大幅に増加させることとなりました。さらに、文久元年(一八六一)以降、萩藩が朝廷と幕府との間に立つて国事周旋に乗り出すと、それに要する経費も莫大な額に上ることとなります。

一方で近世初頭から常に慢性的な財政赤字に悩まされてきた藩財政は、それでもなくとも深刻な債務超過の状態にありました。家老職を歴任した浦鞠負は、安政四年(一八五七)六月の藩主毛利敬親に提出した廉書において、家中諸士や地下に馳走米と称する出米を課し、それを借銀の利子返済

に充てて、かつがつ遣り繰りの目途が立つという藩財政の状況を、「御国政の一病」と評しています。そして「一時に根切の療治は決して尋常の事にては相調い申すまじく、然りといえども、この病増長仕り候ては相済まる義に付、追年徐々として御細目に仰せ付けられ候ほか、御良法はこれ有るまじく」(毛利家文庫七一藩臣日記二「浦日記」安政四年官記七月六日条、山口県文書館蔵)と述べ、これが一朝一夕には解決できない慢性的な問題であること、そして徐々に支出を抑制していくほかに解決方法がないとの見解を語っています。

しかし、萩藩では、この安政四年以降も軍役の遂行や国事周旋のための臨時支出が増大します。その結果、藩財政の危機が家臣団諸家の経済状況を圧迫し、地下の諸階層に対しても負担を強いるという悪循環が継続していくことになるのです。

○支出抑制のためにどのように対策がとられたのでしょうか。

萩藩では、諸役所が使用する紙の節約にはじまって、経費の支出手続きを厳格にするなど、支出を抑制するための様々な努力がなされました。それとともに、行政組織そのものについても、無駄な人員を省き徹底したスリム化が目指されることとなります。このような動きは、天保期以降たびたび現れてきますが、文久二年(一八六二)に審議が始まり、翌三年(一八六三)三月一日から漸時に実施された職制の大改革は、従来の政治システムそのものを大きく変えるものでした。

○職制改革は、どのように進められたのでしょうか。

この改革に先立ち、文久二年(一八六二)九月二十八日、加判役毛利隠岐は、裏判役や政府の諸役人を始め、町奉行、郡用方、明倫館都合役、大坂京都頭人、長崎聞役、諸検使中、御武具方、代官役等五十五の役職者を呼び出し、次のように命じています。

先年諸役座御用筋簡易の僉議仰せ付けられ、その向々氣付筋申し出、改革仰せ付けられ候廉々もこれ有り候へ共、人情從來の仕来りに相泥して旧習を脱却仕り難く、御仕法を申し立て候向もこれ有り、縮る処偶々申し出候氣付の廉も、小事のみにて簡易の御目途相立ち難く候、然る處、當時勢の儀、猶この度公辺より仰せ出ださるの趣、三百年來の御大制度を廃せられ候の程の儀に付、治乱一致の御旨趣を以て屹度御改革仰せ付けられ候條、その段相心得、御仕法に相拘わらず、向々年分取り扱い候御用筋は勿論、その外何事に依らず忌憚を憚からず申し出候様との御事

(毛利家文庫四〇法令一六〇「御書付控」四四、山口県文書館蔵)

ここから、文久職制改革は、広く諸役人に意見を求めることが始まつたことがうかがえます。もつともこの文久改革以前にも、担当諸役に意見を求めて改革に及んだこともありましたが、従来の慣習に阻害されて抜本的な大改革には至ることがなかつた実態も指摘されています。

しかし、同年閏八月、幕府は参勤交代の制を緩和して大名妻子の江戸居住を廃止することとし、諸大名には無駄な費用を節減して武備充実に専念するよう命じました。この開幕以来の制度を改革した幕府に倣つて、萩藩においても改革の実効を上げるべく、従来の規格や慣例、利害関係にとらわれることなく、改革すべき点を申し出るよう、諸役人は命を受けたのでした。

○幕府の改革のねらいは何だったのでしょうか。

大名の江戸参觀には、その道中に始まつて江戸滞在中にも多くの経費を要します。さらに江戸の諸邸では、大名夫人や世子らが莫大な出費を伴う生活を送っていました。これらは幕初から堅持されて来た大名抑制策であり、大名家の財政基盤を危うくしてその軍事力を削ぐ上で、極めて有効な政策でした。それは萩藩においても例外ではなく、天保改革において村田清風が掲げた「量入為出」のスローガンも、江戸での出費を出来るだけ抑え、税収に応じた財政規模で藩政を運営することを標榜したものでした。しかし、幕府が徳川將軍家の軍事統帥権の下に、諸大名家の軍事力を、西欧諸国と対峙するための軍事力として編制しようとした時には、諸大名

家の軍事力を強化するため、その財政基盤を厚くすることが不可欠になります。そのため、それまで一年毎に江戸と國許を往復していた参勤交代を三年に一度とし、江戸滞在期間も一〇〇日に短縮します。また、大名妻子の帰國は、その江戸での贅沢な生活を改めるための最も実効的な手段であると言えます。

幕府は諸大名家に対し、これらの施策によって節約出来る経費を財源として軍事力を強化し、藩屏として外国勢力に對峙することを要請したのです。

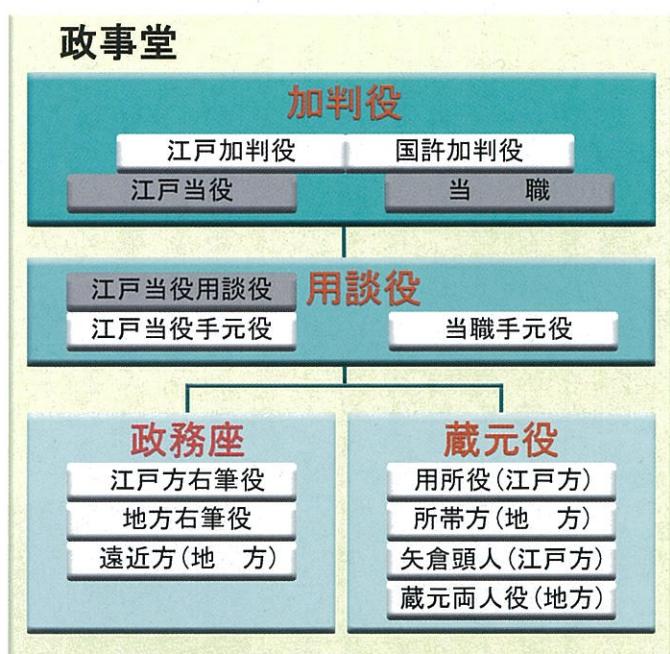
○萩藩の機構改革の内容はどのようなものだったのでしょうか。

この幕府の政策転換を受けて、萩藩においても藩主・世子夫人を帰国させ、江戸諸邸の規模を縮小すると共に、江戸・國許と二元化されていた従来の藩制を、抜本的に大改革することとなります。國許諸役人への諮問は、この機会を捉えて、肥大した行政機構の簡易化、即ち徹底したスリム化をしようとしたものでした。諸役人には、そのための忌憚のない意見の上申が命じられたのです。

この藩制改革は、文久三年三月一日に江戸当役と当職の両職が廃止され、それまでこの二人の家老の下に江戸方・地方と二つに分けられていた「政府」諸機構の、組織的・機能的な統合が断行されることから始まります。図表Iは、その新たな「政府」の組織図です。

「維新史回廊だより」第九号（二〇〇八年九月）「幕末期萩藩の政治機構」で紹介したように、萩藩では江戸当役の下にその用談役・手元役・右筆役・用所役・矢倉頭人からなる江戸方政府（行相府）が、また当職の下に裏判役と手元役・右筆役・所帶方・藏元兩人役・遠近方からなる地方政府（國相府）が組織されて、別々に役座・役所が設けられていました。文久改革ではその両職を廃し、江戸・國許加判役と併せて加判役という家老集団に替えます。一門・永代家老及び一〇〇〇石以上寄組士から任用される老中が就任する加判役は、藩主の下で萩藩の意思決定を担う最高合議機關を形成します。そして、この家老集団の中から一人宛交代で月番を担任し、月番加判役は、従来江戸当役・当職が勤めて来た藩主への決裁の伺いや、両職レベルで処理されて来た諸決裁を行います。

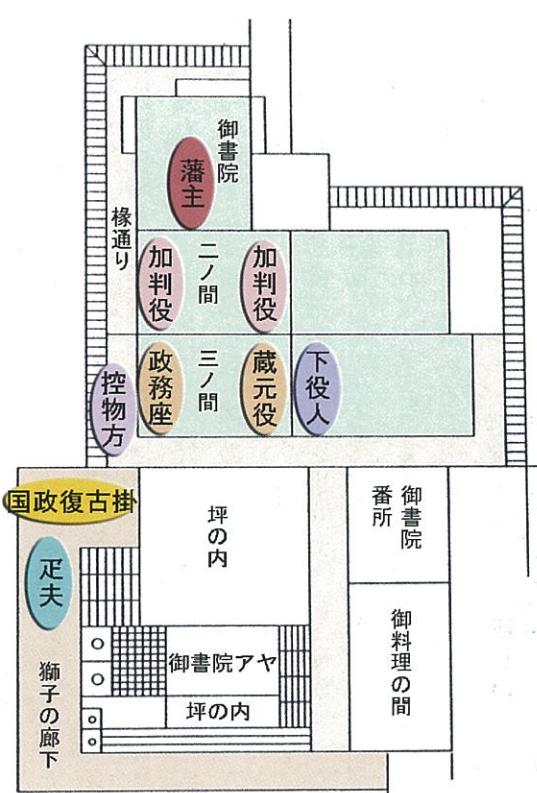
図表Ⅰ 文久職制改革時の「政府」組織図



用談役は廃止され、両職にそれぞれ付けられていた手元役は、加判役の下で用談役と改称され、事務を総括します。その下に、江戸方・地方の右筆役と遠近方は政務座へ、用所役・矢倉頭人と所帶方・藏元両人役は藏元役へと統合されました。かつて吉田松陰は、「諸官曹を分ち、各曹相軋る也」（『狂夫之言』、『吉田松陰全集』四、一五頁）と挙げましたが、これは役職ごとに役所を立て、互いに対立する状況が、政策の策定と運営を妨げている状況を批判したものです。

この改革で藏元役に一局化された江戸方・地方政府の会計・財務担当諸役は、まさにこのような状況を象徴する存在でした。財政規模に見合った支出に止めたい地方と、少しでも多くの支出枠を確保したい江戸方という構図で、長年にわたり軋轢を生じていたのです。これら部局の統合は、幕末期の莫大な出費を遣り繰りして建設的な財政政策を実現し、且つ海防と国事周旋に必要な経費を捻出する上で、極めて重要な意味を持つものであつたと考えられます。

図表Ⅱ 政事堂着席図



「足夫」とは身分の低い者、即ち従前の制度では、萩藩の政策決定過程において、その政治的意見を述べる資格が与えられていなかつた役職・階層の者を意味しています。政事堂に「足夫」の出勤場所が設置されたということは、そのような「足夫」の意見・見解を藩政運営上に汲み上げるためのシステムが用意されようとしていることを示しているのです。

江戸当役府の諸役は、この家老集團の下に統合されて、改めて「政府」として組織されました。江戸当役

○改革後の執務は、どのように行われたのでしょうか。
この職制改革は、加判役と「政府」及び関係諸役人が一堂に会して執務する空間——政事堂の創設を伴つていました。それは時に藩主も臨席して、親政の場としても機能しました。「浦日記」文久三年五月十五日条に、萩城大書院に設けられた政事堂における諸役人着席の様子が記載されています。

図表Ⅱは、それを「萩城御座敷廻り絵図」（毛利家文庫五八絵図八〇八、山口県文書館蔵）の上に置いたものです。

ここで着目されるのは、一つには加判役以下「政府」諸役が一つの空間で執務することによって、部局を跨いだ審議と迅速な意思決定とが可能になると考えられることです。次に獅子の廊下に「足夫（匹夫）」の出勤場所が規定されている点は、幕末における政治的主体の拡大を見る上で極めて重要な意味を持ちます。

「足夫」とは身分の低い者、即ち従前の制度では、萩藩の政策決定過程において、その政治的意見を述べる資格が与えられていなかつた役職・階層の者を意味しています。政事堂に「足夫」の出勤場所が設置されたということは、そのような「足夫」の意見・見解を藩政運営上に汲み上げるためのシステムが用意されようとしていることを示しているのです。

○文久職制改革の意義は何だつたのでしょうか。

この文久職制改革は、実際に藩政運営に対し、如何に機能したのでしょうか。この点を、禁門の変の後、元治元年（一八六四）九月八日に山口へ入った吉川経幹に上呈された、大組士工藤半右衛門の嘆願書から見てみましょう。

一 御国政基本御挽回の事

右基本之儀は、江戸当役・地方職役（当職）・御直目付の三役を以て鼎足の如く、互いに私をなさざる様御旧章御座候処、（中略）終に去夏、御直捌と号し、御旧章を廢し、地江戸職役を止め、当役中月番順次を以て御政事取り捌き候様仕り候、右は当役中（益田）右衛門介右に出る者はこれ無しと謀り、万端右衛門介・前田（孫）右衛門・麻田（公輔・周布政之助）私を働くべき手術に御座候、右御旧章に御挽回これ無く候ては、御政事規律相立ち申さず候（下略）



益田右衛門介胸像

工藤は、自身も江戸方・地方政府の一員として役務を勤めたことがある、行政経験が豊富で有能な役人です。その工藤が、文久職制改革以前の萩藩の政治システムを、江戸当役と当職がそれぞれに江戸方・地方政府を組織して諸政策の立案と施行に当たり、それを藩主直属の直目付が監視することによって、互いの公正性を確保するものであつたと述べます。これに対し文久職制改革以降は、月番加判役一人に権力が集中し、藩主親政の名の下、実質的な専横体制になつていると指摘するのです。そしてその中心人物として批判を受けているのが、益田（永代家老）と前田・麻田の三人にほかなりません。

この政治意見なり政治批判なりを如何なる形で表達しようとするのか、また権力の側はそれと如何に対峙するのか、その試行錯誤の過程の中から、日本社会は近代という時代を準備することになるのです。

〔あとがき〕第九号「幕末期萩藩の政治機構」の続編として「文久職制改革」を取り上げましたが、厳しい財政状況や行政のスリム化などは、今日の状況とも重なり、いろいろと考えさせられました。次号は九月発行の予定です。

維新史回廊だよりは、県内各市町の文化振興担当課や博物館・資料館、県政資料館に置いています。県内で開催される明治維新関連の企画展・イベント情報や維新史回廊だよりのバックナンバーは、維新史回廊ホームページ（<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/bunka-s/ishin/index.html>）へアクセスしてください。

皆さんのご意見、ご感想もお待ちしています。

であったかということを浮き彫りにしています。幕末期の厳しい財政状況の中で、海防という、武士身分を始めとして藩内の諸階層に直接的・間接的な負担を強制する軍役遂行を実現し、さらに毛利家の国事周旋事業を完遂させるためには、藩内諸階層の不満を抑え、強力な指導力を發揮することが出来る政治体制の構築が不可欠でした。文久職制改革は、まさにそれを実現した改革であつたと評価することが出来るでしょう。